



IFRS[®]

Sustainability

2022年3月

公開草案

IFRS[®] サステナビリティ開示基準

IFRS S2号「気候関連開示」[案]

付録B 産業別開示要求

B16巻－商業銀行

コメント期限：2022年7月29日

公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」[案]

付録 B 産業別開示要求

B16 巻－商業銀行

コメント期限：2022年7月29日

This industry from Appendix B Industry-based disclosure requirements accompanies the Exposure Draft ED/2022/S2 *Climate-related Disclosures* (published March 2022; see separate booklet). It is published by the International Sustainability Standards Board (ISSB) for comment only. Comments need to be received by 29 July 2022 and should be submitted by email to commentletters@ifrs.org or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at www.ifrs.org unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data. If you would like to request confidentiality, please contact us at commentletters@ifrs.org before submitting your letter.

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the ISSB and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at permissions@ifrs.org.

Copies of ISSB publications may be ordered from the Foundation by emailing customerservices@ifrs.org or visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

This Japanese translation of the Exposure Draft *Climate-related Disclosures* and related material contained in this publication has not been approved by the Review Committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is the copyright of the IFRS Foundation.

The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including ‘IAS®’, ‘IASB®’, the IASB® logo, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, the IFRS® logo, ‘IFRS for SMEs®’, the IFRS for SMEs® logo, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, the ‘Hexagon Device’, ‘NIIF®’ and ‘SIC®’. Further details of the Foundation’s Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」[案] 付録 B 産業別開示要求 B16 巻－商業銀行

コメント期限：2022 年 7 月 29 日

公開草案—2022年3月

付録 B 産業別開示要求のうちの本産業は、公開草案 ED/2022/S2「気候関連開示」（2022年3月公表、別冊参照）に付随するものである。本付録は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）がコメント募集のみを目的に公表したものである。コメントは、2022年7月29日までに到着する必要がある、commentletters@ifrs.org への電子メール又は <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/> からオンラインで提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト（www.ifrs.org）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。機密保持に関する要望がある場合は、コメント・レターを提出される前に commentletters@ifrs.org までご連絡いただきたい。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、当審議会及びIFRS財団（財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の permissions@ifrs.org に連絡されたい。

当審議会の公表物のコピーは、customerservices@ifrs.org への電子メール又は当財団のショップ <https://shop.ifrs.org> への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている公開草案IFRS S2号「気候関連開示」の日本語訳は、IFRS財団が指名したレビュー委員会による承認を経していない。当該日本語訳はIFRS財団の著作物である。

当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、「IAS®」、「IASB®」、IASB® ロゴ、「IFRIC®」、「IFRS®」、IFRS® ロゴ、「IFRS for SMEs®」、IFRS for SMEs® ロゴ、「International Accounting Standards®」、「International Financial Reporting Standards®」、「Hexagon Device」、「NIIF®」及び「SIC®」がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

はじめに

本巻は、*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]の付録 B の一部であり、本基準[案]の不可欠な一部である。本巻は、本基準 [案] の他の部分と同じ権威を有する。

本巻は、特定のビジネスモデル、経済活動、及び産業への参加により特徴付けられる他の一般的な特徴に関連する、企業の重大な (**significant**) 気候関連のリスク及び機会に関連する情報を識別、測定及び開示するための要求事項を示している。

産業別開示要求は、**SASB** スタンダードに由来している (*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]B10 項から B12 項を参照)。B11 項に記載されている **SASB** スタンダードの修正は、参照を容易にするためにマークアップされている。新しい文章には下線が、削除された文章には取り消し線が引かれている。また、**SASB** スタンダードで使用されている指標コードも、参照を容易にするために、該当する場合には記載されている。本巻に含まれる産業別開示要求に関する追加の背景 (構造及び用語、適用並びに例示などを含む) については、付録 B の B3 項から B17 項を参照されたい。

商業銀行

産業に関する記述

商業銀行は、預金を受け入れ、個人及び企業に融資を実行するとともに、インフラ、不動産、及びその他のプロジェクトのために融資を行う。これらのサービスを提供することにより、この産業は、グローバル経済が機能し、金融資源を最も生産性の高いように移転することを促進する上で不可欠な役割を果たす。この産業は、預金の規模、実行した融資の品質、経済環境、及び金利に左右される。また、この産業は、資産及び負債のミスマッチから生じるリスクによっても特徴付けられる。商業銀行産業に適用される規制環境は2008年の金融危機の発生により重大な（significant）変化が見られ、今日でも継続して進化している。これらの傾向及びその他の規制上の傾向は、株主価値及びサステナビリティのパフォーマンスに影響を与えるポテンシャルを有している。グローバルにオペレーションを行っている商業銀行は、規制上の不確実性、特に新規則の首尾一貫した適用に関する不確実性を生じさせている新しい規制に、複数の法域において対応しなければならない。

注：SASBの「商業銀行(FN-CB)」基準は、「純粋な」商業銀行のサービスを扱っており、SASBはこの基準が、投資銀行及び仲介サービス、不動産金融、消費者金融、資産運用及び管理業務、並びに保険といった、統合された金融機関が行うすべての活動を含むというわけではない場合があることを認識している。これらの産業におけるサステナビリティの論点を扱う別途のSASB会計基準が利用可能となっている。

サステナビリティ開示トピック及び指標

表 1. サステナビリティ開示トピック及び指標

トピック	指標	カテゴリー	測定単位	コード
信用分析における環境、社会及びガバナンス要因の組み込み	信用分析に環境、社会及びガバナンス (ESG) 要因を組み込むためのアプローチについての記述	説明及び分析	該当なし	FN-CB-410a.2
移行リスクへのエクスポージャー	(1) 産業別の炭素関連産業へのグロス・エクスポージャー、(2)すべての産業へのグロス・エクスポージャー合計及び(3) 各炭素関連産業へのグロス・エクスポージャー合計の割合	定量	表示通貨、パーセンテージ (%)	FN-CB-1
	ファイナンスに係る排出 (financed emissions) の計算に含むグロス・エクスポージャーの割合	定量	パーセンテージ (%)	FN-CB-2
	各産業について、資産クラス別の (1) 絶対総量 (absolute gross) の (a)スコープ 1 排出、(b)スコープ 2 排出及び (c)スコープ 3 排出並びに (2) グロス・エクスポージャー (すなわち、ファイナンスに係る排出 (financed emissions))	定量	CO ₂ 換算メートルトン (t)、表示通貨	FN-CB-3
	各産業について、資産クラス別の (1) (a)スコープ 1 排出、(b)スコープ 2 排出及び (c)スコープ 3 排出の総排出原単位 (gross emissions intensity) 並びに (2) グロス・エクスポージャー (すなわち、ファイナンスに係る排出 (financed emissions))	定量	物理的又は経済的アウトプット単位当たりの CO ₂ 換算メートルトン (t)、表示通貨	FN-CB-4
	ファイナンスに係る排出 (financed emissions) を計算するために用いた方法の記述	説明及び分析	該当なし	FN-CB-5

表 2. 活動指標

活動指標	カテゴリー	測定単位	コード
セグメント別 ((a)個人及び(b)中小企業) の当座並びに普通預金口座の(1)件数及び(2)価額	定量	数、表示通貨	FN-CB-000.A
セグメント別 ((a)個人、(b)中小企業及び(c)法人) の融資の(1)件数及び(2)価額 ²⁰	定量	数、表示通貨	FN-CB-000.B

²⁰ FN-CB-000.B に関する注記 - 不動産ローン及びリボルビング・クレジット・ローンは開示の範囲から除外しなければならない。

信用分析における環境、社会及びガバナンス要因の組み込み

トピックサマリー

商業銀行は金融仲介者として、その融資実務を通じて、重大な（significant）正及び負の環境並びに社会的外部性に寄与する。そのため、環境、社会及びガバナンス（ESG）要因は、商業銀行が融資先とするさまざまな産業に属する企業、資産及びプロジェクトに重要性がある（material）影響（implications）を及ぼす可能性がある。したがって、企業は担保の質を判断する際に ESG 要因を検討する必要性がこれまで以上に高まっている。商業銀行はまた、その融資実務を通じて、正の環境及び社会的外部性を実現し、重大な（significant）収益源（revenue streams）を生み出すポテンシャルを有している。これらのリスク及び機会への対応ができない商業銀行は、リターンの低下及び株主価値の減少に直面する可能性がある。商業銀行は、融資プロセスに ESG 要因がどのように統合されているか、及び特定のサステナビリティ動向に関連したポートフォリオ・リスクの現在のレベルを開示すべきである。特に、投資家及び規制当局から、銀行が気候変動関連のリスクにどのように対処しているかを開示することを求める圧力が高まっている。

指標

FN-CB-410a.2. 信用分析に環境、社会及びガバナンス（ESG）要因を組み込むためのアプローチについての記述

- 1 企業は、環境、社会及びガバナンス（ESG）要因を信用分析に組み込むためのアプローチについて記述しなければならない。
 - 1.1 ESG 要因の組み込みの定義は、Global Sustainable Investment Alliance (GSIA) の定義と整合し、投資の意思決定プロセスにおける ESG 情報の利用を含める。
 - 1.2 ESG 要因又は課題の例は、PRI 報告フレームワークの「主な定義」2018年版のセクション「ESG issues（ESG の課題）」に提供されている。
 - 1.3 信用分析は、ビジネス又は組織の信用力（すなわち、債務を履行する能力）を計算する方法と定義し、そのようなビジネス、組織又はプロジェクトの資金調達に関連するデフォルト・リスクの適切なレベルを識別しようとするものである。
- 2 開示の範囲には、プロジェクト・ファイナンスのみでなく、商工業融資も含めなければならない。
- 3 企業は、信用分析に ESG 要因を組み込むためのアプローチを決定するポリシーについて記述しなければならない。
- 4 企業は、金融資産の契約期間にわたる信用損失を見積る際に、ESG 要因をどのように組み入れているかを説明しなければならない。
- 5 企業は、ESG 要因の組み込みの実務の諸側面を適用するための企業のアプローチを記述しなければならない。
 - 5.1 説明には以下を含まなければならないが、これらに限定されない。
 - 5.1.1 通常業務の中で ESG 要因の組み込みを担当する当事者
 - 5.1.2 関与している従業員の役割及び責任

- 5.1.3 ESG 関連調査を実施するためのアプローチ
- 5.1.4 借手の信用力評価に ESG 要因を組み込むためのアプローチ
- 6 企業は、ESG 要因の組み込みに対する監督又は説明責任のアプローチを記述しなければならない。
 - 6.1 説明には以下を含まなければならないが、これらに限定されない。
 - 6.1.1 公式な監督に関与した個人又は機関（又はこの両方）
 - 6.1.2 関与した従業員の役割及び責任
 - 6.1.3 ESG 組み込みの品質を評価する際に使用される規準
- 7 企業は、商工業融資の信用リスク（credit exposure）のポートフォリオレベルで、将来の ESG 動向のリスク・プロファイルを計算するシナリオ分析又はモデリング（又はこの両方）を実施しているかどうかについて説明しなければならない。
 - 7.1 ESG 動向には、気候変動、天然資源の制約、人的資本のリスク及び機会並びにサイバーセキュリティ・リスクを含むが、これらに限定されない。
- 8 企業は、セクター又は産業固有とみなす ESG 動向と同様に、セクター及び産業への影響（impact）の観点から、セクター及び産業全体に幅広く適用されるとみなす ESG 動向について説明しなければならない。
 - 8.1 企業はさらに、商工業融資の信用ポートフォリオについて、地理的エクスポージャーの文脈において説明を提供する場合がある。
- 9 企業は、ESG 要因に対する信用リスク（credit exposure）の重大な（significant）集中について記述しなければならない。これには、炭素関連資産、水ストレス地域、サイバーセキュリティ・リスクを含むが、これらに限定されない。
- 10 企業は、ESG 要因が、どのように評価に組み込まれ、以下に対する企業の見解に影響を与えるか（influence）を記述しなければならない。
 - 10.1 借手の信用力に影響を与える（affect）経済状況、中央銀行の金融政策、産業動向及び地政学的リスク等の伝統的なマクロ経済要因
 - 10.2 借手の信用力に加え、財政状態及び経営成績に影響を与える（affect）製品又はサービスの需要及び供給等の伝統的なミクロ経済要因
 - 10.3 借手の総合的な信用力
 - 10.4 融資の満期又は期間
 - 10.5 デフォルト確率、デフォルト時エクスポージャー及びデフォルト時損失率を含む、予想損失
 - 10.6 差入れ担保の価値
- 11 企業は、以下のような信用分析に ESG 要因を組み込むためのアプローチに関する追加的な定量的測定値を開示する場合もある。
 - 11.1 「エクエーター原則」（EP III）（又は同等のもの）に従って審査された商工業融資及びプロジェクト・ファイナンスに関する「EP カテゴリー」別の件数
 - 11.2 環境及び社会リスクの審査を実施した融資の件数（例えば、企業の Environmental and Social Risk Management（ESRM）グループによるもの）

移行リスクへのエクスポージャー

トピックサマリー

低炭素及び気候に対してレジリエントなグローバル経済への移行に関する規制の進展及び急速な技術的变化のため、商業銀行の炭素関連産業への融資及び投資のリスクは、本質的に及びこれまで以上に高まっている。炭素関連産業の企業におけるリスクの高まりは、長期性資産の通常より早い評価減及び潜在的な「座礁 (stranding)」により生じる場合がある。また、借手及び投資先は、気候関連リスクによるオペレーション及びコンプライアンス・コストの増加により、財務的圧力に直面する場合がある。したがって、商業銀行による融資及び投資に帰属する相手方及び投資先の温室効果ガス (GHG) 排出 (すなわち、商業銀行の「ファイナンスに係る排出 (financed emissions)」) の計算及び開示は、商業銀行の一般目的財務報告の利用者がこれらのリスクに対するエクスポージャーをよりよく理解するのに役立つ可能性がある。融資及び投資を通して、これらの移行リスク及び関連する機会の管理ができない商業銀行は、リターンの低下及び株主価値の減少に直面する可能性がある。

指標

FN-CB-1. (1) 産業別の炭素関連産業へのグロス・エクスポージャー、(2)すべての産業へのグロス・エクスポージャー合計及び(3)各炭素関連産業へのグロス・エクスポージャー合計の割合

- 1 企業は、産業別に炭素関連産業へのグロス・エクスポージャーを開示しなければならない。
 - 1.1 資金提供された金額については、グロス・エクスポージャーは、企業の財務諸表が IFRS 会計基準又はその他の一般に公正妥当と認められた会計原則 (GAAP) に準拠して作成されたかにかかわらず、その表示通貨で表された、資金提供された帳簿価額と定義する。
 - 1.1.1 帳簿価額とは、該当する場合は、貸倒引当金を控除する前の金額を指す。
 - 1.2 未実行のローン・コミットメントについては、グロス・エクスポージャーは、企業の財務諸表の表示通貨で表されたコミットメントの全額と定義する。
 - 1.3 デリバティブについては、グロス・エクスポージャーは、総額 (gross) のキャッシュ・フローが交換されるデリバティブの場合は交換される契約金額、又は純額 (net) のキャッシュ・フローが交換されるデリバティブの場合はデリバティブの純額、とそれぞれ定義し、企業の財務諸表の表示通貨で表される。
 - 1.4 炭素関連産業は、相対的に多くの直接的又は間接的な GHG 排出の責任を負う産業である。
 - 1.4.1 炭素関連産業には以下を含むが、これらに限定されない。
 - ： 石油、ガス及び消耗燃料産業
 - ： 化学、建築用材料、金属及び鋳業、並びに紙及び森林製品産業

- ： 航空貨物及びロジスティクス、航空会社、海上輸送、並びに道路及び鉄道輸送産業
 - ： 自動車産業
 - ： 住宅建築業産業
 - ： 飲料及び食品産業
 - ： 電力事業者、ガス事業者及び複数事業者（Multi Utilities）産業
 - ： 不動産管理及び開発産業
- 1.4.2 企業は、世界産業分類基準（GICS）の6桁の産業レベルのコードを相手方の分類に用いなければならない。
- 1.4.2.1 企業は、報告日において入手可能な最新版の分類システムを用いなければならない。
- 1.4.3 企業は、GICS と異なる分類基準を用いる場合は、用いた分類基準を開示しなければならない。
- 2 企業は、すべての産業へのグロス・エクスポージャーを開示しなければならない。
- 3 企業は、それぞれの炭素関連産業へのグロス・エクスポージャー合計の割合を開示しなければならない。
- 3.1 企業は、それぞれの炭素関連産業へのグロス・エクスポージャーについて、すべての産業へのグロス・エクスポージャー合計で除して、その割合を計算しなければならない。
- 4 開示の範囲には、融資、プロジェクト・ファイナンス、債券、株式投資及びデリバティブを含むが、これらに限定されない。
- 4.1 炭素関連産業への未実行のローン・コミットメントは、区別して開示しなければならない。
- 4.1.1 企業は、未実行のローン・コミットメントについては、炭素関連産業への未実行のローン・コミットメントの全額について、すべての産業への未実行のローン・コミットメントの全額で除して、その割合を区別して計算しなければならない。
- 4.2 企業は、追加で、その他の資産クラスについてグロス・エクスポージャーを計算し開示する場合がある。
- 4.2.1 そのような場合には、企業は、なぜそれらの追加の資産クラスを含めることが、一般目的財務報告の利用者に、より関連する情報を提供するかについての説明を含めなければならない。

FN-CB-2. ファイナンスに係る排出（financed emissions）の計算に含むグロス・エクスポージャーの割合

- 1 企業は、ファイナンスに係る排出（financed emissions）の計算に含む資産クラスへのグロス・エクスポージャーの割合を開示しなければならない。
- 1.1 資金提供された金額については、グロス・エクスポージャーは、企業の財務諸表がIFRS会計基準又はその他の一般に公正妥当と認められた会計原則（GAAP）に準拠して作成されたかにかかわらず、その表示通貨で表された、資金提供された帳簿価額と定義する。

- 1.1.1 帳簿価額とは、該当する場合は、貸倒引当金を控除する前の金額を指す。
- 1.2 未実行のローン・コミットメントについては、グロス・エクスポージャーは、企業の財務諸表の表示通貨で表されたコミットメントの全額と定義する。
- 1.3 デリバティブについては、グロス・エクスポージャーは、総額 (gross) のキャッシュ・フローが交換されるデリバティブの場合は交換される契約金額、又は純額 (net) のキャッシュ・フローが交換されるデリバティブの場合はデリバティブの純額、とそれぞれ定義し、企業の財務諸表の表示通貨で表される。
- 2 企業は、ファイナンスに係る排出 (financed emissions) の計算に含められたグロス・エクスポージャーについて、すべての産業及び資産クラスへのグロス・エクスポージャー合計で除して、その割合を計算しなければならない。
- 2.1 100%未満の場合、企業は、資産タイプを含め、除外したことに関する説明を提供する。
- 3 開示の範囲には、融資、プロジェクト・ファイナンス、債券、株式投資及びデリバティブを含むが、これらに限定されない。
- 4 ファイナンスに係る排出 (financed emissions) の計算に含められた未実行のローン・コミットメントの割合は、区別して開示しなければならない。
- 4.1 企業は、ファイナンスに係る排出 (financed emissions) の計算に含められた未実行のローン・コミットメントの全額について、すべての産業及び資産クラスへの未実行のローン・コミットメントの全額で除して、その割合を計算しなければならない。

FN-CB-3. 各産業について、資産クラス別の(1) 絶対総量 (absolute gross) の (a) スコープ 1 排出、(b) スコープ 2 排出及び (c) スコープ 3 排出並びに (2) グロス・エクスポージャー (すなわち、ファイナンスに係る排出 (financed emissions))

- 1 企業は、各産業について、資産クラス別のスコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 排出に分解して、絶対総量 (absolute gross) のファイナンスに係る排出 (financed emissions) を開示しなければならない。
- 1.1 ファイナンスに係る排出 (financed emissions) は、企業が行う融資及び投資に起因する投資先又は相手方の総排出量 (gross emissions) に係る部分を指し、GHG プロトコル コーポレート・バリューチェーン (スコープ 3) 基準に基づき、スコープ 3 のカテゴリ 15 (投資) に分類される。
- 1.2 絶対総排出量 (absolute gross emissions) は、CO₂ 換算メートルトン単位 (すなわち、mt CO₂-e) で表される、スコープ 1 排出、スコープ 2 排出又はスコープ 3 排出の総量 (total quantity) と定義する。
- 1.3 総排出量 (gross emissions) は、排出を削減又は補償するオフセット及びクレジットを考慮する前の、大気中に排出される GHG である。
- 1.4 スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の排出は、世界資源研究所 (WRI) 及び持続可能な開発のための世界経済人会議 (WBCSD) によって公表された「温室効果ガスプロトコル：企業会計及び報告基準 (GHG プロトコル)、2004 年 3 月改訂版」において定義されており、ここに記載されている手法に従って計算しなければならない。

- 2 企業は、各産業について、資産クラス別のグロス・エクスポージャーも開示しなければならない。
- 2.1 資金提供された金額については、グロス・エクスポージャーは、企業の財務諸表がIFRS会計基準又はその他の一般に公正妥当と認められた会計原則（GAAP）に準拠して作成されたかにかかわらず、その表示通貨で表された、資金提供された帳簿価額と定義する。
- 2.1.1 帳簿価額とは、該当する場合は、貸倒引当金を控除する前の金額を指す。
- 2.2 未実行のローン・コミットメントは、企業の財務諸表の表示通貨で表されたコミットメントの全額を用い、区分して開示しなければならない。
- 2.3 デリバティブについては、グロス・エクスポージャーは、総額（gross）のキャッシュ・フローが交換されるデリバティブの場合は交換される契約金額、又は純額（net）のキャッシュ・フローが交換されるデリバティブの場合はデリバティブの純額、とそれぞれ定義し、企業の財務諸表の表示通貨で表される。
- 3 開示の範囲には、炭素関連産業のみでなくすべての産業を含めなければならない。
- 3.1 企業は、世界産業分類基準（GICS）の6桁の産業レベルのコードを相手方の分類に用いなければならない。
- 3.1.1 企業は、報告日において入手可能な最新版の分類システムを用いなければならない。
- 3.2 企業は、GICSと異なる分類基準を用いる場合は、用いた分類基準を開示しなければならない。
- 4 開示の範囲には、融資、プロジェクト・ファイナンス、債券、株式投資及びデリバティブ並びに未実行のローン・コミットメントを含むが、これらに限定されない。
- 4.1 企業は、追加で、その他の資産クラスについてファイナンスに係る排出（financed emissions）を計算し開示する場合がある。
- 4.1.1 そのような場合には、企業は、なぜそれらの追加の資産クラスを含めることが、一般目的財務報告の利用者に、より関連する情報を提供するかについての説明を含めなければならない。

FN-CB-4. 各産業について、資産クラス別の(1) (a)スコープ1排出、(b)スコープ2排出及び(c)スコープ3排出の総排出原単位（gross emissions intensity）並びに(2) グロス・エクスポージャー（すなわち、ファイナンスに係る排出（financed emissions））

- 1 企業は、各産業について、資産クラス別のスコープ1、スコープ2及びスコープ3の排出に分解して、ファイナンスに係る排出（financed emissions）の排出原単位を開示しなければならない。
- 1.1 ファイナンスに係る排出（financed emissions）は、企業が行う融資及び投資に起因する投資先又は相手方の総排出量（gross emissions）に係る部分を指し、GHGプロトコル コーポレート・バリューチェーン（スコープ3）基準に基づき、スコープ3のカテゴリー15（投資）に分類される。

- 1.2 排出原単位は、経済又は物理的活動単位ごとのスコープ 1 排出、スコープ 2 排出及びスコープ 3 排出と定義する（例えば、総投資資産百万米ドル当たりの CO₂換算メートルトン、又はメガワット時当たりの CO₂換算メートルトン）。
- 1.3 総排出量（gross emissions）は、排出を削減又は補償するオフセット又はクレジットを考慮する前に大気中に排出される GHG である。
- 1.4 スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の排出は、世界資源研究所（WRI）及び持続可能な開発のための世界経済人会議（WBCSD）によって公表された「温室効果ガスプロトコル：企業会計及び報告基準（GHG プロトコル）、2004 年 3 月改訂版」において定義されており、ここに記載されている手法に従って計算しなければならない。
- 2 企業は、各産業について、資産クラス別のグロス・エクスポージャーも開示しなければならない。
- 2.1 資金提供された金額については、グロス・エクスポージャーは、企業の財務諸表が IFRS 会計基準又はその他の一般に公正妥当と認められた会計原則（GAAP）に準拠して作成されたかにかかわらず、その表示通貨で表された、資金提供された帳簿価額と定義する。
- 2.1.1 帳簿価額とは、該当する場合は、貸倒引当金を控除する前の金額を指す。
- 2.2 未実行のローン・コミットメントは、企業の財務諸表の表示通貨で表されたコミットメントの全額を用い、区分して開示しなければならない。
- 2.3 デリバティブについては、グロス・エクスポージャーは、該当する限り、総額のキャッシュ・フローが交換されるデリバティブの場合は交換される契約金額、又は純額（net）のキャッシュ・フローが交換されるデリバティブの場合はデリバティブの純額と定義し、企業の財務諸表の表示通貨で表される。
- 3 開示の範囲には、炭素関連産業のみでなくすべての産業を含めなければならない。
- 3.1 企業は、世界産業分類基準（GICS）の 6 桁の産業レベルのコードを相手方の分類に用いなければならない。
- 3.1.1 企業は、報告日において入手可能な最新版の分類システムを用いなければならない。
- 3.2 企業は、GICS と異なる分類基準を用いる場合は、用いた分類基準を開示しなければならない。
- 4 開示の範囲には、融資、プロジェクト・ファイナンス、債券、株式投資及びデリバティブ並びに未実行のローン・コミットメントを含むが、これらに限定されない。
- 4.1 企業は、追加で、その他の資産クラスについてファイナンスに係る排出（financed emissions）を計算し開示する場合がある。
- 4.1.1 そのような場合には、企業は、なぜそれらの追加の資産クラスを含めることが、一般目的財務報告の利用者に、より関連する情報を提供するかについての説明を含めなければならない。

FN-CB-5. ファイナンスに係る排出 (financed emissions) を計算するために用いた方法の記述

- 1 企業は、ファイナンスに係る排出 (financed emissions) を計算するために用いた方法を記述しなければならない。
 - 1.1 ファイナンスに係る排出 (financed emissions) は、企業が行う投資及び融資に起因する投資先又は相手方の総排出量 (gross emissions) に係る部分を指し、GHG プロトコル コーポレート・バリューチェーン (スコープ 3) 基準に基づき、スコープ 3 のカテゴリー15 (投資) に分類される。
 - 1.1.1 総排出量 (gross emissions) は、排出を削減又は補償するオフセット及びクレジットを考慮する前に大気中に排出される GHG である。記述には、グロス・エクスポージャーの規模に関連して企業の排出のシェアを帰属するために用いた方法を含めなければならない。
 - 1.2 記述には、情報源を含め基礎となる排出量のデータ収集のアプローチを含めなければならない。
 - 1.3 企業は、可能な場合、第三者によって情報源が検証されているか否かを開示しなければならない。
 - 1.4 企業は、可能な場合、見積り、プロキシ及び仮定の利用について記述しなければならない。
 - 1.5 企業が、投資先又は相手方の GHG 排出を含めることができない場合、含めなかった理由を述べなければならない (例えば、忠実な測定を設定できない等)。